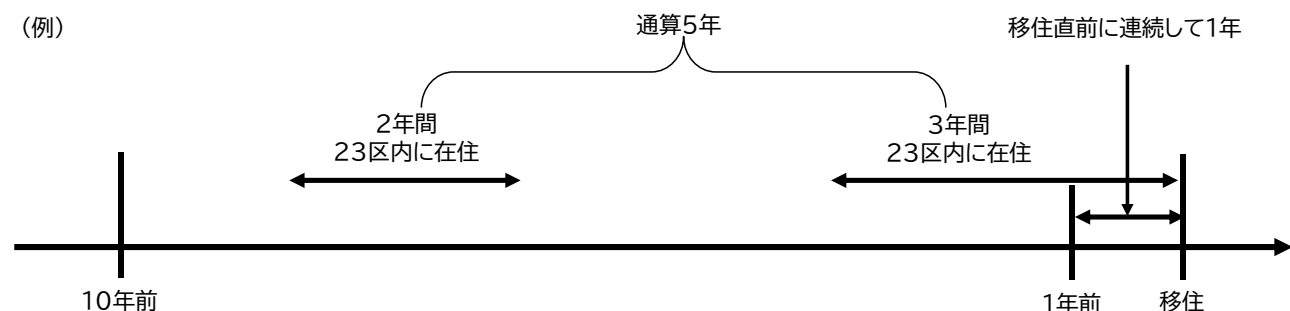


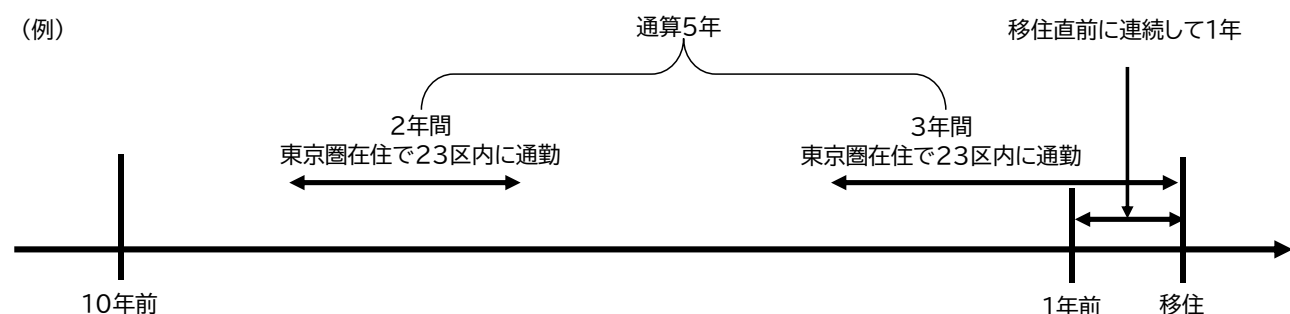
(参考) 移住元に関する要件の期間の考え方について

次の(1)(2)のいずれかに該当する必要があります。

- (1) 熊本市へ移住※1する直前の10年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上「東京23区内に在住していたこと」

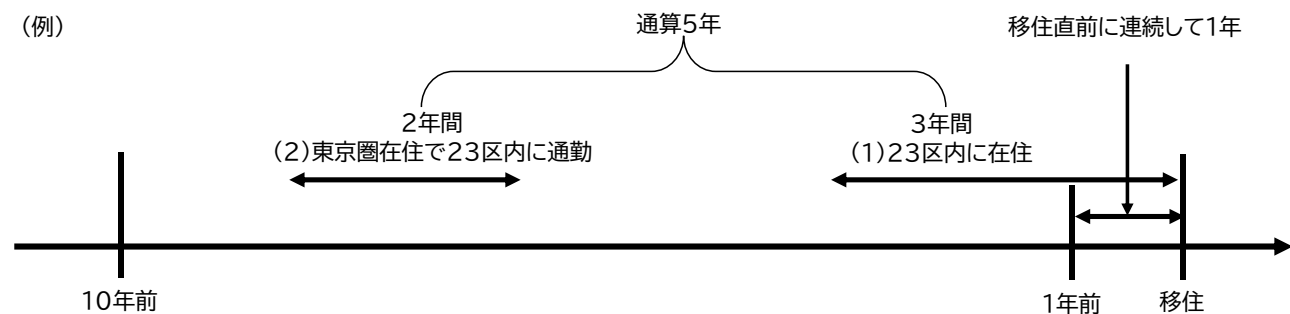


- (2) 熊本市へ移住する直前の10年間のうち通算5年以上かつ移住する直前に連続して1年以上「東京23区以外の東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)のうち条件不利地域※2以外の地域に在住し、東京23区内の法人等への通勤をしていたこと」



(注1)

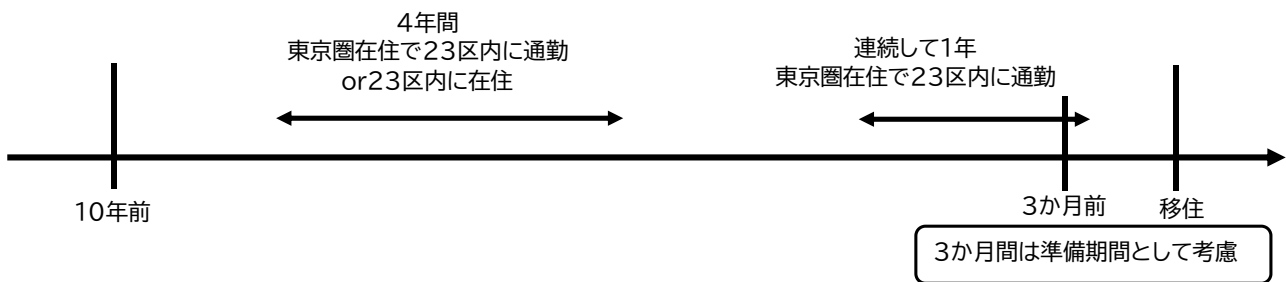
「(1) 東京23区内に在住していたこと」と「(2) 東京23区以外の東京圏のうち条件不利地域に在住し、東京23区内の法人等へ通勤をしていたこと」は合算して、「移住する直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住する直前に連続して1年以上」を満たしても期間の要件を満たします。



(注2)

「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「1年以上」の期間については、移住する3か月前までを起算点とすることができます。(ただし、3か月の期間中に東京圏から転出している場合は対象外となります。)

(例)

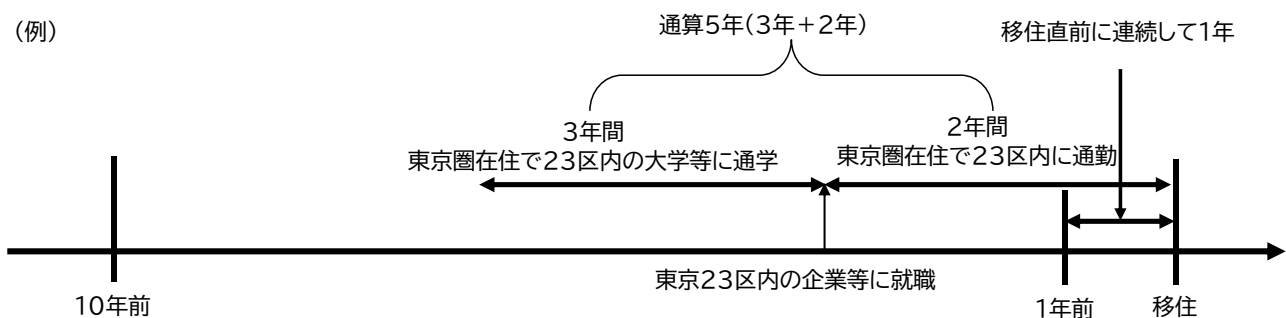


例えば、令和6年4月1日に移住する場合、東京圏在住で23区内も通勤する期間の終期は、令和6年1月1日から令和6年4月1日までの間である必要があります。

(注3)

東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間(修業年限を上限(高等専門学校は2年、4年制大学は4年))も対象期間として加算できます。

(例)



※1 「移住」とは、住民票を熊本市に異動し、生活の本拠を熊本市へ移すことをいいます。

また、熊本市に移住した日については、住民票記載の「住民となった年月日」をもって判断します。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村